

第 186 回

滋賀県都市計画審議会

【議 案 書】

令和 8 年 1 月 15 日（木） 10 時 00 分～12 時 00 分（予定）
コラボしが 21 3 階大会議室

滋賀県都市計画審議会

目次

1	審議會招集委員名簿	-----	1
2	報告	-----	2
3	議案	-----	4

滋賀県都市計画審議会招集委員名簿

委員区分	氏 名	備 考
第 1 号委員	大 窪 健 之 須 藤 陽 子 清 水 芳 久 山 田 和 代 轟 慎 一 豊 嶋 尚 子 竹 中 仁 美 堀 江 典 子 荒 木 裕 子 谷 内 久美子 中 嶋 節 子 松 本 しのぶ 金 子 博 美	立命館大学理工学部教授 立命館大学法学部教授 京都大学大学院工学研究科名誉教授 滋賀大学経済学部教授 滋賀県立大学環境科学部准教授 NPO 法人食と農の研究所研究員 滋賀県商工会女性部連合会会長 佛教大学社会学部教授 京都府立大学生命環境科学研究科准教授 公益財団法人公害地域再生センター研究員 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 京都光華女子大学こども教育学部准教授 公益社団法人びわ湖大津観光協会副会長
第 2 号委員	坂 口 和家男 志 知 雄 一 信 谷 和 重 服 部 真 樹 齋 藤 博 之 池 内 久 晃 野 村 早 苗	近畿財務局長 近畿農政局長 近畿経済産業局長 近畿運輸局長 近畿地方整備局長 滋賀県警察本部長 滋賀県教育委員会委員
第 3 号委員	竹 村 健 伊 藤 定 勉	栗東市長 豊郷町長
第 4 号委員	菅 沼 利 紀 井 狩 辰 也 柴 田 清 行 海 東 英 和 野 田 武 宏 赤 井 康 彦	滋賀県議会議員 〃 〃 〃 〃 〃
第 5 号委員	草 野 聖 地 杉 浦 和 人	滋賀県市議会議長会会長 滋賀県町村議会議長会会長

第 185 回滋賀県都市計画審議会議決事項の報告

令和 7 年 11 月 7 日に開催した第 185 回滋賀県都市計画審議会において審議した議案については、令和 7 年 11 月 7 日付け滋計審第 3 号をもって、滋賀県知事に議決のとおり答申しました。

なお、滋賀県の決定等については、次のとおりです。

議第 1 号 彦根長浜都市計画道路の変更について
令和 7 年 12 月 19 日 変更告示

議題 2 号 彦根長浜都市計画道路および近江八幡八日市都市計画道路の変更について
令和 7 年 12 月 19 日 変更告示

議題 3 号 湖東都市計画道路および豊郷甲良都市計画道路の決定について
令和 7 年 12 月 19 日 決定告示

第 186 回滋賀県都市計画審議会議案

番号	議案	頁
議第 1 号	彦根長浜都市計画道路の変更について	6
議第 2 号	大津湖南都市計画区域区分の変更について	10
議第 3 号	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における適用区域の指定の変更について	14
議第 4 号	特殊建築物の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について	18

議第 1 号

彦根長浜都市計画道路の変更について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

令和 8 年 1 月 15 日

滋賀県都市計画審議会
会長 大窪 健之

彦根長浜都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第1項の規定に基づき、次のように彦根長浜都市計画道路を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、付議します。

令和8年1月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

彦根長浜都市計画道路の変更（滋賀県決定）

1. 都市計画道路 3・5・202 山田敏満寺線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・202	山田敏満寺線	多賀町中川原	多賀町敏満寺	多賀町	約5,000m		2車線	12m	自動車専用道路と立体交差 国道8号との平面交差	
	車線の内訳		2車線			約5,000m					
	構造形式の内訳		多賀町木曽	多賀町久徳		約400m	地表式		12.0～15.0m	国道8号との平面交差	
						約4,600m	地表式		12m	自動車専用道路と立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

新たに都市計画3・3・7びわこ東部幹線が計画されることになり、当該道路と平面交差するため交差点部に新たに右折レーンを設けるため幅員が広がり、都市計画区域が増加する。

議第 2 号

大津湖南都市計画区域区分の変更について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

令和 8 年 1 月 15 日

滋賀県都市計画審議会
会長 大窪 健之

大津湖南都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第21条第1項の規定に基づき、次のように大津湖南都市計画区域区分を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、付議します。

令和8年1月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

計 画 書

大津湖南都市計画区域区分の変更（滋賀県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域および市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分 \ 年次		平成 27 年 (基準年)	令和 12 年
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	728.8 千人	739.9 千人
	市街化区域内人口	607.6 千人	632.3 千人
	配分する人口	——	620.4 千人
	保留する人口	——	11.9 千人
	(特定保留)	——	0 千人
	(一般保留)	——	11.9 千人

理由

「別添理由書のとおり」

理 由 書

本都市計画における区域区分は、昭和 45 年の当初決定以来、6 回の定期見直しを行ってきたところです。

今回、令和 4 年 3 月に改訂した「区域区分の見直し要領」に基づき、中間見直しの一斉随時見直しをするものとし、都市機能の集約化を図る一方、本区域における人口増加や産業の伸びに対応する必要最小限の市街化区域拡大となるよう努め、当該都市計画区域内における適正かつ合理的な土地利用を実現するため、本案のとおり変更するものです。

「駒井沢町地区」、「青地町地区」および「追分南地区」については、すでに市街地を形成しているため、「富波甲地区」については、既成市街地に連続して現に市街化しつつある土地のため、「栗東東部地区工業団地地区」、「北中小路 3 期地区」、「富波乙地区」および「大篠原鷺坪地区」については、住宅施設または工業施設などの計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、それぞれ市街化区域への編入を行います。

議第 3 号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における適用区域の指定の変更
について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

令和 8 年 1 月 15 日

滋賀県都市計画審議会
会長 大窪 健之

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における適用区域の指定の変更について

このことについて、建築基準法第 52 条第 1 項第八号、第 53 条第 1 項第六号、第 56 条第 1 項第二号および別表第 3（に）欄の 5 項の規定に基づき、付議します。

令和 8 年 1 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における適用区域の指定の変更について
(第 186 回滋賀県都市計画審議会)

変更内容は次のとおり。

区域	法 52 条第 1 項第八号の規定に基づき定める数値 (容積率)	法 53 条第 1 項第六号の規定に基づき定める数値 (建蔽率)	法 56 条第 1 項第二号ニの規定に基づき定める数値 (隣地斜線)	法別表第 3 (に) 欄の 5 の項に基づき定める数値 (道路斜線)
栗東市六地藏の一部および伊勢落の一部	10 分の 20 (変更なし)	10 分の 6 (変更なし)	1.25 (変更なし)	1.5 (変更なし)

「区域は添付図面表示のとおり」

理 由

当該地において区域区分の変更があり、用途地域が指定されることから、建築基準法に基づく建築物の形態規制の区域について変更する必要があるため

議第4号

特殊建築物の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

令和8年1月15日

滋賀県都市計画審議会
会長 大窪 健之

特殊建築物の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きに基づき、次のように特殊建築物の敷地の位置に関する支障の有無について、付議します。

令和 8 年 1 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

特殊建築物の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について
(第 186 回滋賀県都市計画審議会)

特殊建築物の位置は次のとおり。

特殊建築物の種類	位 置	敷地面積	備 考
産業廃棄物処理施設 (破碎処理施設)	湖南市高松町 1 番 2	9,408.07 m ²	区域区分 市街化区域 用途地域 工業専用地域 処理能力 【破碎施設】 廃プラスチック類 9.28t/日 木くず 8.04t/日

「位置、配置等は添付図面表示のとおり」

理 由

申請人が令和 4 年に建築基準法第 51 条に規定する許可を取得している産業廃棄物処理施設において、稼働時間を延ばすことにより、処理能力が増大することから上記許可を必要とするため。